

再下請負通知書

直近上位の
注 文 者 名

【報告下請負業者】
住 所

現場代理人名
(所 長 名)

様

元 請 名 称

会 社 名
代表者名

《自社に関する事項》

工 事 名 称
及
び
工 事 内 容

工 期

自 至

令和 年 月 日
令和 年 月 日

注 文 者 と
の 契 約 日

令和 年 月 日

建 設 業 の
許 可

施工に必要な許可業種

許 可 番 号

許可(更新)年月日

工事業

大臣 特定
知事 一般

第 号

令和 年 月 日

工事業

大臣 特定
知事 一般

第 号

令和 年 月 日

健康保険
等の加入
状況

保険加入
の有無

健康保険
加入 未加入
適用除外

厚生年金保険
加入 未加入
適用除外

雇用保険
加入 未加入
適用除外

事業所
整理記号等

営業所の名称

健康保険

厚生年金保険

雇用保険

監 督 員 名

権 限 及 び
意見申出方法

現 場 代 理 人 名

権 限 及 び
意見申出方法

※主任技術者名

専 任
非専任

資 格 内 容

安 全 衛 生 責 任 者 名

安 全 衛 生 推 進 者 名

雇 用 管 理 責 任 者 名

※ 専 門 技 術 者 名

資 格 内 容

担 当 工 事 内 容

- (記入要領)
1. 報告下請負業者は直近上位の注文者に提出すること。

2. 再下請負契約がある場合は《再下請負関係》欄（当用紙の右部分）を記入するとともに次の契約書類（金額の記載が必要）の写しを提出する。なお、再下請が複数ある場合は《再下請負関係》欄をコピーして使用する。

①契約書、注文書・請書等、下請基本契約書

3. 一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された書類とともに様式第2号に準じ下請負業者編成表を作成の上、元請に届出ること。

4. この届出事項に変更があった場合は直ちに再提出すること。

※ [健康保険等の加入状況の記入要領]

1. 保険加入の有無については、各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。

2. 営業所の名称は、請負契約に係る営業所の名称を記載

《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名

代表者名

住 所
電 話 番 号

工 事 名 称
及
び
工 事 内 容

工 期

自 至

令和 年 月 日
令和 年 月 日

契 約 日

令和 年 月 日

建 設 業 の
許 可

施工に必要な許可業種

許 可 番 号

許可(更新)年月日

工事業

大臣 特定
知事 一般

第 号

令和 年 月 日

工事業

大臣 特定
知事 一般

第 号

令和 年 月 日

健康保険
等の加入
状況

保険加入
の有無

健康保険
加入 未加入
適用除外

厚生年金保険
加入 未加入
適用除外

雇用保険
加入 未加入
適用除外

事業所
整理記号等

営業所の名称

健康保険

厚生年金保険

雇用保険

現 場 代 理 人 名

権 限 及 び
意見申出方法

※主任技術者名

専 任
非専任

資 格 内 容

安 全 衛 生 責 任 者 名

安 全 衛 生 推 進 者 名

雇 用 管 理 責 任 者 名

※ 専 門 技 術 者 名

資 格 内 容

担当工事内容

建設業退職金共済制度加入有無

加入済 ・ 未加入

※[主任技術者、専門技術者の記入要領]

1. 主任技術者の配属状況について [専任・非専任]のいずれかに○印を付すこと。

2. 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）

複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
3. 主任技術者の資格内容（該当するものを選んで記入する。）

①経験年数による場合

1) 大学卒 [指定学科] 3年以上の実務経験

2) 高校卒 [指定学科] 5年以上の実務経験

3) その他 10年以上の実務経験

②資格等による場合

1) 建設業法「技術検定」

2) 建築士法「建築士試験」

3) 技術士法「技術士試験」

4) 電気工事士法「電気工事士試験」

5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」

6) 消防法「消防設備士試験」

7) 職業能力開発促進法「技能検定」

3. 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
4. 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
5. 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

※ 2～5については、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄を追加